

学校給食費無償化のための恒久的な財源措置を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

提出者

福井 竜 夫
河内 大 輔
角 智 子

吉野 和 彦
内藤 芳 秀
五百川 純 寿

森山 裕 介
田中 明 美

(別紙)

学校給食費無償化のための恒久的な財源措置を求める意見書

学校給食法は、第1条において学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とし、子どもたちの健やかな成長になくってはならないものであるとしている。

政府は、令和5年6月の「子ども未来戦略方針」において、学校給食費無償化の実現に向け、各自治体における取組の実態や成果・課題の調査を行い、具体的方針を検討するとし、その調査の結果が本年6月12日に公表された。

調査結果が示すように、現在、全国の多くの自治体において子育て支援策などの一環として給食費の無償化や一部補助が実施されているところである。

しかし、その多くは財源の確保に苦慮しているところであり、加えて無償化または一部負担すら実施が困難な自治体も多数あることを踏まえると、このままでは学校給食費無償化の取組が自治体の財政事情により差が生じたり、取組の継続性が担保されず、学校給食制度本来の理念・目的から遠ざかることになりかねないと危惧される所である。

よって、国においては、教育の根幹に関わる給食制度が自治体間で格差を生じることのないよう、その責任において、学校給食費の全国一律無償化を実現するため、地方交付税措置ではなく、交付金等による別枠予算を確保するなど、迅速かつ恒久的な財政措置を講じるよう要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣(こども政策)

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

【令和6年7月3日原案可決】